

(5) その他

今年4月の総務省における「医療事故に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、①医療機関に対し、安全管理体制の整備、組織的な安全対策の検討・実施、院内報告制度の明確化、②すべての病院及び有床診療所に重大な医療事故の報告を義務づけ、分析・情報提供するシステム導入の推進が示された。この指摘への対応として、これまでの対策に加え、さらに研究を積み重ねることにより、知識・技術の蓄積、普及に努める必要がある。

C. 総合評価

医療技術評価総合研究事業は、医療の内容のみならず制度面において、医療政策を推進する重要な役割を果たしており、専門的・学術的意義だけでなく、行政的意義も大きいと考えられる。

16) 労働安全衛生総合研究事業

事務事業名	労働安全衛生総合研究経費
担当部局・課主管課	労働基準局安全衛生部計画課
関係課	

A. 研究事業概要

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要（継続）

労働安全衛生総合研究分野においては、労働者の安全と健康を確保する施策に資することにより安全、安心な健康で質の高い生活の実現を図ることを目的として、(1)基礎疾患の状況と長時間労働による健康影響に関する研究、(2)過重労働等によるストレスの負荷の評価に関する研究、(3)過重労働対策に関する事業場の取組に関する研究、(4)有害化学物質の労働者へのばく露限界値等に関する研究、(5)企業の安全活動の社会的評価に関する研究、(6)工学技術の開発研究における建設安全分野、機

械安全分野、電気安全分野及び爆発火災防止分野に係る画期的な技術に関する研究等を推進するものである。
その成果は広く公表されるとともに、行政の施策に取り入れられることにより、職場におけるメンタルヘルス対策の充実・過労死等の防止、職場における有害化学物質対策の推進、製造現場の安全等の確保に大きく貢献する。

(3) 予算額（単位：百万円）

H13	H14	H15	H16	H17
—	378	333	308	370

(4) 趣旨

● 施策の必要性と国が関与する理由

労働災害によって今年お年間約53万人が被災し、このうち約1,600人が命を奪われており、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害は増大していることから、その一層の減少を図ることは行政にとって大きな課題である。

近年、労働者のメンタルヘルス等についても社会的関心が高まっているが、ストレスを感じる労働者の割合が63%に達していること、過労死等の労災認定が過去最高の水準で推移していること、精神障害等の認定についても2年連続して100件を越えている一方で、リストラ等により労働者一人一人の負担が増加していること等が指摘されており、過重労働とメンタルヘルスについての知見を充実させることが必要である。健康フロンティア戦略においても、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」等が掲げられているところであり、メンタルヘルス、過重労働対策を推進する上で科学的な知見の充実を図る必要がある。

また、職場における有害化学物質については、石綿、シックハウス等による健康被害への社会的関心の高まっているところであり、化学物質に係る作業の多様化、職業性疾患の原因物質の多様化に対応する観点から、いまだばく露限界値が定められていない多くの化学物質について、ばく露に係る知見を充実させることが必要である。本年5月に公表された「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方研究会」においても、化学物質ばく露限界値の充実を図るべきことが提言されている。

さらに、企業の社会的責任に関する検討が国内外でなされているが、一方で、昨年来、我が国を代表する大規模製造業で爆発・火災等の近隣住民を巻き込む大きな災害が頻発しているところである。労働災害防止に関する事業者の取組を促進するためには、災害事故の経済的損失を明らかにしてインセンティブを高めるとともに、労働災害防止に係る技術開発を促進する必要がある。

これらの研究により得られた科学的知見に基づいて効果的な対策を推進し、労

働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生総合研究の充実を図るものである。

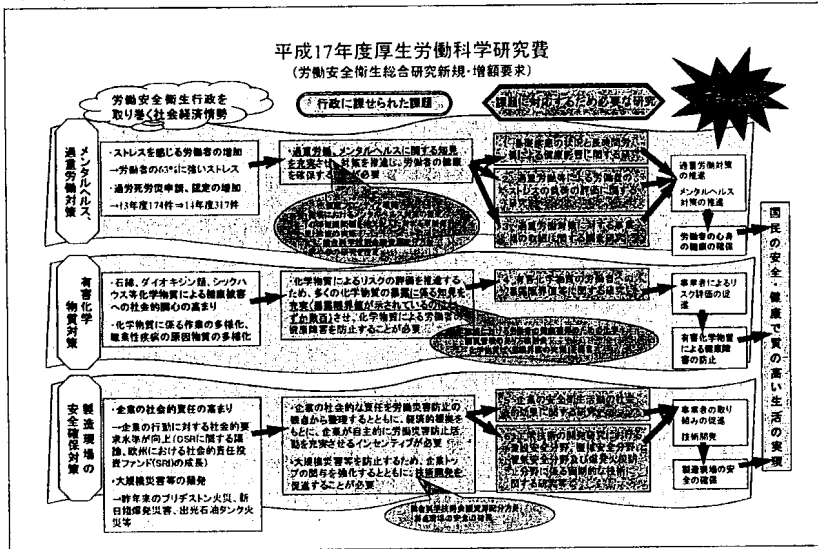
● 期待される成果

メンタルヘルス・過重労働対策に係る研究により、過重労働により発症すると考えられる脳・心臓疾患（過労死）が、基礎疾患や生活習慣によって受ける影響に関する知見が充実し、労働者の健康状態や生活習慣に応じたきめ細かな労働時間管理等を実施するため基礎資料が得られることが期待され、ガイドライン等として周知を図ることにより、過労死等のより効果的な防止対策の推進が図られる。

また、有害化学物質の労働者へのばく露限界値等に関する研究により、管理濃度等が設定されていない多くの化学物質について、参考となる濃度が示されることが期待され、これによって、事業者による自主管理のために必要なデータが充実し、その結果、化学物質による職業性疾病の約半数を占める未規制化学物質による労働災害の減少が図られる。

企業の安全活動の社会的評価に関する研究により、労働災害によって生じる経済的損失を定量的に予測するための手法の開発等が期待され、これによって、企業の安全衛生活動への取組の動機付けを強めることが可能となり、安全衛生水準の向上が図られる。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

労働災害によって今年お年間53万人が被災しており、1600人以上がその命を落とし、過労死闘の労災認定は高い水準で推移している中、労働災害の防止は我が国における重要な課題の一つである。本研究が推進されることにより、国民の健康、メンタルヘルスの向上に深く寄与することが期待される。また、有害化学物質対策については、化学物質による職業性疾病の原因物質の約半数を未規制の化学物質が占めている現状に鑑み、その対策を推進する上で必要不可欠な基礎資料を得るものであり、高く評価できるものである。製造業の現場における安全の確保については、昨年来我が国を代表する大規模製造業において爆発火災災害が頻発していることから、これを効果的、効率的に防止するためのツールを提供するものであり、この成果によって国民の安全の確保に関して大きな寄与があることが見込まれる。

(2) 有効性

過重労働と基礎疾患、生活習慣の間には関係があることが指摘されているが、これまでその影響について十分な知見はなく、本研究によってこれが補われることにより、現在以上にきめ細かな過労死予防策が推進されることが見込まれ、その有効性は高いものと考えられる。

また、有害化学物質については、労働安全衛生法による規制や産業衛生学会による管理濃度の提示が、十分な科学的知見のもとに設定されている反面、その対象となる物質はわずかに数百程度にとどまっており、職場で使用される数万と言われる化学物質のほとんどに指標となる濃度が設定されていない実態がある。本研究によって示されるばく露限界値に基づいて事業者が自主的な取組によってリスク評価を実施することで、法的な規制手法によって担保することが困難な多様な化学物質についても労働者のばく露が一定の値以下におさえられることが期待できるものであり、有効に機能するものと考えられる。

製造現場の安全の確保については、欧州でCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)に関する議論が高まっていることを受けて、我が国でもCSRへの関心が高まっているが、労働災害の減少率が鈍化する中で、本研究の成果は事業者の取組の一層の促進を図るための新たなツールとなりうるものであり、技術開発の促進と相まって、労働災害の減少に非常に有効であると考えられる。

(3) 計画性

いずれの計画も、研究成果が労働災害防止の政策に反映されること及びその効果について十分な検討がなされており、適正に実施することができるものと認められる。

(4) 効率性

社会的にも大きな関心を集めている労働者のメンタルヘルス、過労死等の対策を推進するに当たって、本研究は隘路となっている部分を取り除くとともに、より効果的な対策を推進するための基礎資料を得ようとするものであり、労働者の63%が強いストレスを感じている中で、社会的に大きな貢献が見込めることはもちろん、経済的観点においても労働者の健康の質を高めることにより企業の経済活動を活性化させる上で貢献できるものと考えられる。

また、有害化学物質対策については、毎年数百の新規化学物質が新たに職場で使用されるようになってきている中、それらの化学物質による健康障害の発生を効果的に防止しようとするために不可欠な研究であり、その社会的・経済的貢献度は高いものである。

製造現場の安全の確保については、労働災害の防止に貢献が見込めることはもちろんであるが、企業の社会的責任に関する議論の高まりと相まって、労働災害防止に関して企業に求められる社会的責任を明確にし、責任に応じた自主的な活動を促進することにより、きわめて大きな社会的意義があるものと考えられる。

(5) その他

特になし

C. 総合評価

安全衛生総合研究事業については、これまでの研究を引き続き継続して実施すべきことはもちろんであるが、新たにその対象としようとしているメンタルヘルス・過重労働に関する研究、有害化学物質対策に関する研究、製造現場の安全の確保に関する研究のいずれについても、社会的に関心の高い分野であり、行政の施策に取り入れられることにより国民の安全と健康を確保する上で非常に大きな効果が期待できる重要な施策であることから、着実に実施することが必要である。

1.7) 食品医薬品等リスク分析研究事業

1.7-1) 食品の安心・安全確保推進研究経費

事務事業名	食品医薬品等リスク分析研究経費（食品の安心・安全確保推進研究）
担当部局・課主管課	食品安全部 企画情報課
関係課	食品安全部基準審査課、新開発食品保健対策室、監視安全課

A. 研究事業概要

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要（一部新規）

【食品の安心・安全確保推進研究】食品の安全性確保に対する国民の関心は高く、安心・安全な社会の構築のためには必須の課題であることから、すべての食品の安心・安全に係る横断的事項に関する基盤研究を推進するとともに、BSE、遺伝子組換え食品等個別の課題の研究も推進させる。

【横断的基盤研究分野】消費者等の食品の安全性理解に対する理解促進のためのリスクコミュニケーション手法の構築や、いわゆる食品テロに関する研究を行うとともに、新たに食品リスクとして重要な食中毒に関し、定量的微生物リスク予測に基づくリスクの存在を前提とした衛生管理手法の開発を行う。

【個別研究分野】BSE、遺伝子組換え食品等の検出技術の開発や食品中の添加物、化学物質、汚染物質等の安全性に係る調査研究を行う。さらに新しく「BSEの食品を介したヒトへのリスク分析/評価」「いわゆる健康食品の安全評価・確保」「アレルギー表示法と分析法の確立」「輸入食品の安全対策」等、新たな個別課題についての研究を行う。

(3) 予算額（単位：百万円）

H13 (生活安全総合研究)	H14 (食品・化学物質安全総合研究)	H15 (食品安全確保研究)	H16 (食品の安全性高度化推進研究)	H17
2,942	2,650	1,477	1,482	1,887

(4) 趣旨

- 施策の必要性と国が関与する理由
平成15年5月に成立した食品衛生法等の一部を改正する法律により、国の責務として「研究の推進」が盛り込まれたところであり、食品の安全性の確保し、国民の健康の保護を図るために、リスク管理に資する研究や技術開発を行い、行政が適正な検査及び規格・基準の策定を行う必要があることから国が関与する必要がある。
- 他省との連携
BSE研究については、農林水産省、文部科学省と「BSE・変異型CJD研究に関する関係省庁連絡会議」を設置し、役割分担、協力体制について連携・調整している。また、その他の研究についても、「生産→加工→消費」という一連の流れの中で、役割分担、協力体制について農林水産省と調整している。

● 期待される成果

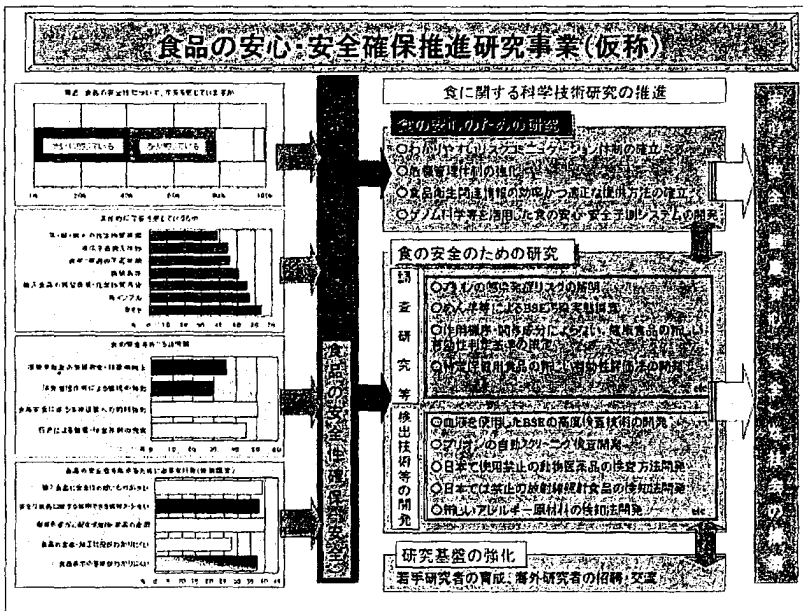
本研究事業は、食品監視ネットワークの強化、BSE、遺伝子組換え食品、残留農薬等の検査技術の向上、食品衛生法に基づく規格基準の作成に反映する等の成果が期待され、そうした成果は食品の安全・安心の実現、国民の食に対する信頼の回復につながるなど国民生活への波及効果は大きいものとする。

具体的には、カドミウムに関する研究では、食品中のカドミウムの国際基準検討に対する日本提案の根拠として使用され、その結果、国際基準の改正がおこなわれているほか、ダイオキシンに関する研究では、一日摂取量調査結果が行政のパンフレット等に使用されるとともに、FAO/WHOに、日本の汚染データとして報告され、さらに食品用香料に関する研究では、開発された含有測定量が規格試験法として採用され、活用されるなど、本研究事業の目標は概ね達成されていると考える。

● 前年度の総合科学技術会議および科学技術部会での評価に対する取り組み

昨年度の総合科学技術会議において、「いわゆる狂牛病や遺伝子組換え食品に対する不安が広がる中、食品の安全性確保が重要であり、検出技術並びに客観的評価手法の確立を着実に実施する必要がある。」との評価を受けている。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

食品の安全性に関する国民の関心は高く、平成15年5月に制定された「食品安全基本法」においても、「科学的知見に基づく食品健康影響評価の実施」が規定されており、省としても食品安全に関し積極的に関与する必要がある。

このようなことから、本研究は、行政的意義はもちろんのこと、昨今のBSE問題や輸入食品対策、遺伝子組換え食品等の安全性に関し即座に対応するため、大変意義の高い研究事業であるとする。

(2) 有効性

本研究については、「食の安心」という立場からの「横断的基盤研究」と、個別具体的な問題について安全性と確保するための「個別研究」に大別しており、それぞれの研究分野を連携させることで、大きな成果が得られると考える。

また、若手研究者の育成や海外との研究協力を行うなど、人材育成も含めた研究基盤の強化も併せて立案されており、食品安心・安全に関する研究が総合的に推進されるものとする。

(3) 計画性

それぞれの個別分野において、研究が計画的に立案されている。特にBSEに関する研究については、前年度までが検査法や実験系の確立を目指し、概ねその成果が得られることを受け、次年度からはこれらを利用した自動検査方法の開発や食品を介したBSEリスク評価の検討を行うといった計画になっており、複数年度にわたった研究の計画が立案されている。

(4) 効率性

当研究事業の研究成果は、これまで多くの事項が行政施策に反映されており、例えばこの研究班で確立された検査法は国の公定検査法として広く使用されている。特に平成15年度の研究成果では、カドミウムに関する研究のデータが食品中のカドミウムの国際基準検討に対する日本提案の根拠として使用され国際基準の改正がおこなわれた他、ダイオキシンに関する研究では、一日摂取量調査結果が行政のパンフレット等に使用されるとともに、FAO/WHOに、日本の汚染データとして報告され、さらに食品用香料に関する研究においては、開発された含有測定量が規格試験法として採用され、活用されているなど、非常に社会的貢献の高い研究事業である。

(5) その他

特になし。